

平成 27 年

第 7 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成27年11月25日 (水) 1 日

宮 古 島 市 議 会

## 目 次

◎ 第7回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 11月25日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	12
会期を定めることについて	12
議案審議	12
議会運営委員会委員の選任について	19
常任委員会委員の選任について	20
議長の辞職について	21
議長の選挙	22
副議長の辞職について	24
副議長の選挙	26

宮古島市告示第175号

平成27年第7回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成27年11月17日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 期 日 平成27年11月25日（水）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
  - （1）平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）
  - （2）議決内容の一部変更について
  - （3）議決内容の一部変更について
  - （4）専決処分の承認を求めることについて
  - （5）教育委員会委員の任命について
  - （6）議会運営委員会委員の選任について
  - （7）常任委員会委員の選任について

## 上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第103号	平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第6号)	市 長	平成27年 11月25日	平成27年 11月25日	原案可決
議案 第104号	議決内容の一部変更について	〃	平成27年11月19日付け宮総総第1119号で宮古島市長から、議会の議決を経なくてよい事項であることが判明した旨の通知を受け、審議せず。		
議案 第105号	議決内容の一部変更について	〃	平成27年 11月25日	平成27年 11月25日	原案可決
報告 第11号	専決処分の承認を求めることについて	〃	〃	〃	承 認
同意案 第4号	教育委員会委員の任命について	〃	〃	〃	同 意
指名 第3号	議会運営委員会委員の選任について	/	〃	〃	指 名
指名 第4号	常任委員会委員の選任について	/	〃	〃	〃
/	議長の辞職について	/	〃	〃	許 可
選挙 第1号	議長の選挙	/	〃	〃	当選人 棚原芳樹
/	副議長の辞職について	/	〃	〃	許 可
選挙 第2号	副議長の選挙	/	〃	〃	当選人 垣花健志

開会日（平成27年11月25日）に応招した議員

濱	元	雅	浩	君	富	永	元	順	君
平	良	敏	夫	〃	新	城	元	吉	〃
下	地	勇	徳	〃	亀	濱	玲	子	〃
眞	榮	城	彦	〃	佐	久	洋	介	〃
粟	国	恒	広	〃	下	地		明	〃
仲	間	頼	信	〃	垣	花	健	志	〃
國	仲	昌	二	〃	棚	原	芳	樹	〃
上	里		樹	〃	平	良		隆	〃
上	地	廣	敏	〃	前	里	光	惠	〃
嵩	原		弘	〃	山	里	雅	彦	〃
仲	間	則	人	〃	池	間		豊	〃
西	里	芳	明	〃	下	地		智	〃
高	吉	幸	光	〃	新	里		聰	〃

平成 27 年

# 第 7 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成27年11月25日 (水)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

## 平成27年第7回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成27年11月25日(水) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
" 第 2 会期を定めることについて  
" 第 3 議案第103号 平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第6号) (市長提出)  
" 第 4 " 第105号 議決内容の一部変更について ( " )  
" 第 5 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて ( " )  
" 第 6 同意案第4号 教育委員会委員の任命について ( " )  
" 第 7 指名第3号 議会運営委員会委員の選任について  
" 第 8 " 第4号 常任委員会委員の選任について  
～ 休 憩(委員会構成) ～

### ◎会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
" 第 2 会期を定めることについて  
" 第 3 議案第103号 平成27年度宮古島市一般会計補正予算(第6号) (市長提出)  
" 第 4 " 第105号 議決内容の一部変更について ( " )  
" 第 5 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて ( " )  
" 第 6 同意案第4号 教育委員会委員の任命について ( " )  
" 第 7 指名第3号 議会運営委員会委員の選任について  
" 第 8 " 第4号 常任委員会委員の選任について  
～ 休 憩(委員会構成) ～

- 追加日程第 1 議長の辞職について  
" 第 2 選挙第1号 議長の選挙  
" 第 3 副議長の辞職について  
" 第 4 " 第2号 副議長の選挙

平成27年第7回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成27年11月25日（水）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
11月25日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決 議会運営委員会委員の選任 常任委員会委員の選任 ～休憩（委員会構成）～	

会期＝1日

平成27年第7回宮古島市議会臨時会会議録

平成27年11月25日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(26名)

(閉会=午後零時00分)

議長(20番)	棚原芳樹君	議員(12番)	西里芳明君
副議長(19〃)	垣花健志〃	〃(13〃)	高吉幸光〃
議員(1〃)	濱元雅浩〃	〃(14〃)	富永元順〃
〃(2〃)	平良敏夫〃	〃(15〃)	新城元吉〃
〃(3〃)	下地勇徳〃	〃(16〃)	亀濱玲子〃
〃(4〃)	眞榮城徳彦〃	〃(17〃)	佐久本洋介〃
〃(5〃)	栗国恒広〃	〃(18〃)	下地明〃
〃(6〃)	仲間頼信〃	〃(21〃)	平良隆〃
〃(7〃)	國仲昌二〃	〃(22〃)	前里光恵〃
〃(8〃)	上里樹〃	〃(23〃)	山里雅彦〃
〃(9〃)	上地廣敏〃	〃(24〃)	池間豊〃
〃(10〃)	嵩原弘〃	〃(25〃)	下地智〃
〃(11〃)	仲間則人〃	〃(26〃)	新里聰〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下地敏彦君	総務課長	久貝喜一君
副市長	長濱政治〃	財政課長	下地美明〃
企画政策部長兼振興 開発プロジェクト局長	友利克〃	教育長	宮國博〃
総務部長	村吉順栄〃	教育部長	仲宗根均〃
生活環境部長	平良哲則〃	生涯学習部長	奥原一秀〃
農林水産部長	砂川一弘〃		

◎議会議務局職員出席者

事務局長	上地栄作君	議事係長	仲間清人君
次長補佐	友利毅彦〃	議事係	下地茜〃

平成27年第7回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成27年11月25日(水)

	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、富永元順委員の両名から、平成27年7月分、8月分の例月出納検査結果報告があった。
9月26日	佐良浜スポーツセンター広場で開催された「第15回伊良部トーガニまつり」に佐久本洋介副議長が出席し、激励の挨拶を述べた。
9月30日	宮古島市中央公民館で開催された「宮古ふるさとまつり」に出席し、挨拶を述べた。
10月1日	マティダ市民劇場で開催された「宮古島市市制施行10周年記念式典」に出席し、祝辞を述べた。また、市内ホテルで開催された祝賀会に出席した。
10月2日	宮古島市平良庁舎1階ロビーで開催された「宮古島市・マウイ郡姉妹都市締結50周年記念式典」に出席し、挨拶を述べた。
10月7日～ 9日	8日、東京都内において全日本空輸株式会社を訪問し、「宮古・関西直行便の継続就航及び主要都市を含む路線の拡充」を要請をした。また、商船三井客船株式会社を訪問し、クルーズ船の定期寄港を要請した。 9日、那覇市内において日本トランスオーシャン航空株式会社を訪問し、宮古―那覇間の路線拡充を要請した。
10月15日	市内で開催された「第41回沖縄県畜産共進会」に出品される畜主の激励会に佐久本洋介副議長が出席し、挨拶を述べた。
10月15日～ 17日	16日、参議院議員会館で開催された「防衛省全国情報施設協議会役員会・要望会」に出席した。 同日、同会館で開催された「防衛省情報施設振興議員連盟総会」において基地交付金増額など要望活動を行った。その後、総務省など関係省庁を訪問し、要望活動を行った。
10月16日	宮古島市中央公民館で開催された「第10回宮古島市民総合文化祭・一般の部」の開会式に佐久本洋介副議長が出席し、祝辞を述べるとともに、テープカットを行った。
10月18日	宮古島市中央公民館で開催された「第10回宮古島市民総合文化祭・一般の部表彰式」で議長賞の授与を行った。 ----- 宮古島市総合体育館で開催された「第6回エコアイランド宮古島マラソンふれあいパーティー」に出席した。
10月23日	市内で開催された「池間シャッター製作所30周年祝い」に出席した。
10月25日	宮古島市下地体育館で開催された「第2回下地フェスティバル」に出席し、祝辞を述べた。 ----- 市内で開催された「第41回沖縄県畜産共進会肉用牛部門関係機関・農家交流会」に出席し、挨拶を述べた。

10月20日～ 23日	議会運営委員会の視察研修が実施され、21日、相模原市において「通年議会について」、22日、戸田市において「議会改革への取り組みについて」、同日、坂戸市において、「議会改革について」調査を行った。坂戸市では「葉酸プロジェクトによる健康づくりへの取り組み」についても説明を受けた。
10月28日～ 30日	宮古島市の姉妹都市である台湾基隆市を表敬し、観光、経済、教育、文化などさまざまな視点から交流を深めた。
11月 3日	城辺陸上競技場で開催された「第10回城辺老人クラブ大運動会・第5回城辺地区大運動会」に出席し、激励の挨拶を述べた。
11月 5日	市内で開催された「宮古島市と宮古島市体育協会との懇親会」に出席した。 ----- 宮振会代表、下地勇徳議員から仲間則人議員が脱会した旨の届けがあった。また、清風会代表、上地廣敏議員から垣花健志議員が脱会し、仲間則人議員が入会した旨の届けがあった。同日、公明会派代表、富永元順議員から、公明会派を解散した旨の届けがあった。また、新たに富永元順議員、高吉幸光議員、垣花健志議員の3名で会派、公明市民会議を結成した旨の届けが、公明市民会議代表、富永元順議員からあった。
11月 7日	宮古島市民球場屋内練習場及び周辺で開催された「第38回宮古の産業まつり」に出席し、テープカットを行った。
11月 9日～ 11日	10日、都内ホテルで開催された「第34回離島振興市町村議会議長全国大会」に出席した。同大会では「離島航路・航空路支援法（仮称）の早期制定を求める特別決議」、「国境離島の保全・維持に関する特別措置法（仮称）の早期制定を求める特別決議」の2件のほか、14件の要望事項を議決した。
11月11日	会派代表者会議が開催され、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の構成について調整を行った。 ----- 会派代表者会議終了後、議会運営委員会が開催され、諮問した「議会運営委員会委員の選任について」及び「常任委員会委員の選任について」の2件を平成27年11月25日招集予定の平成27年第7回宮古島市議会臨時会の付議事件として告示依頼することについて協議がされた。協議の結果、同2件を付議事件として告示依頼することと決定した。 この決定を受け、同日、下地敏彦市長へ「付議事件の告示について」の依頼を行った。
11月12日～ 14日	13日、都内で開催された「全国過疎地域自立促進連盟・第127回理事会」に出席した。同理事会では、「任期満了に伴う役員の承認及び選任について」、「平成28年度過疎対策関係予算・施策に関する決議・要望について」、「要請活動方法について」、協議され、定期大会への提出議案として決定した。引き続き開催された「第46回全国過疎地域自立促進連盟定期総会」において議決した。
11月12日	平良庁舎で開催された「キューバ政府との意見交換会」及び市内で開催された「懇親会」に佐久本洋介副議長が出席した。

11月17日	下地敏彦市長から、平成27年第7回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに今臨時会に付議すべき議案の送付があった。
11月19日	<p>下地敏彦市長から、「『議案第104号、議決内容の一部変更について』の取り扱いについて」、及び平成27年第5回宮古島市議会臨時会において議決された「『議案第81号、スポーツ観光交流拠点施設建設工事（建築2工区）請負契約について』の添付資料の訂正の報告について」の通知があった。</p> <p>-----</p> <p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日11月25日の1日とし、議案上程、説明、聴取、質疑の後、委員会付託を省略し直ちに討論、表決を行うことと決した。</p> <p>また、2年の任期満了となった「議会運営委員会委員の選任について」及び「常任委員会委員の選任について」も本日の会議で議長において指名することと決した。</p> <p>同じく同委員会では、「『議案第104号、議決内容の一部変更について』の取り扱いについて」及び平成27年第5回宮古島市議会臨時会において議決された「『議案第81号、スポーツ観光交流拠点施設建設工事（建築2工区）請負契約について』の添付資料の訂正の報告について」について、当局から説明があった。</p> <p>また、議案第104号については、本日の議事日程に記載しない旨の報告を行った。</p> <p>なお、同説明及び同報告については、議会運営委員会終了後開催された全員協議会でも同様に行った。</p>
11月20日	豊見城市立中央公民館で開催された「平成27年度市議会議員・職員研修会」に多くの議員とともに参加した。
11月20日～ 23日	<p>21日、福岡市で開催された「九州宮古ふるさとまつり」、22日、広島市で開催された「広島宮古ふるさとまつり」に出席し、郷友会の方々と親交を深めた。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

平成27年第7回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成27年11月25日(水)

11月25日	休憩中に議長の職を辞したい旨の辞職願を佐久本洋介副議長に提出した。また、同じく佐久本洋介副議長から副議長の職を辞したい旨の辞職願の提出があった。 以上
--------	--

◎議長（眞榮城徳彦君）

ただいまから平成27年第7回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は、26名で全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

11月11日、下地敏彦市長へ議会運営委員会委員の選任について及び常任委員会委員の選任についてを本日の臨時会の付議事件として告示するよう依頼しました。

11月17日、下地敏彦市長から平成27年第7回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

11月19日、下地敏彦市長から議案第104号、議決内容の一部変更についての取り扱いについて及び平成27年第5回宮古島市議会臨時会において議決された議案第81号、スポーツ観光交流拠点施設建設工事（建築2工区）請負契約についての添付資料の訂正の報告についての通知がありました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（眞榮城徳彦君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において上地廣敏君と亀濱玲子君を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日11月25日の1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞榮城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第103号から日程第6、同意案第4号までの計4件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成27年第7回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、議決議案2件、報告1件、同意案1件の合計5件であります。そのうち議案第104号、議決内容の一部変更については、付議事件として告示しましたが、同議案は平成27年

第5回宮古島市議会臨時会において議案第81号で議決をいただきましたが、その際工事請負仮契約書を資料として添付いたしました。その仮契約書の会社名の漢字の表記に異なる表記がありましたので、一部変更として議案を提出いたしました。議会の議決を経なくてよい事項であることが判明しましたので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、改めてご説明申し上げます。議案第103号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。今回の補正は5,207万2,000円の補正増で、債務負担行為の補正を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ350億8,879万2,000円と定めてあります。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第105号、議決内容の一部変更について。（仮称）宮古島市ごみ焼却施設等建設工事（管理棟 建築）の設計一部変更に伴い契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

最後に、同意案についてご説明申し上げます。同意案第4号、教育委員会委員の任命について。教育委員会委員の任期が平成27年12月4日に満了となるため、その後任を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき本案を提出します。

以上、今回提出しました議案についてご説明申し上げます。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎議長（眞榮城徳彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

#### ◎亀濱玲子君

二、三点質疑させていただきます。

議案第103号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）、先に歳入からになりますけど、ちょっと関連すると思うんですが、ページで順を追っていきますので、歳入のですね、9ページの雑入に民間開発に伴う発掘調査に係る事業者負担金というふうに書いてあるので、これが何かというのを説明がいただきたいのと、それは多分歳出の11ページの教育費のイリノソコ陣地壕群発掘調査事業あるいは砂川元島発掘調査事業と係るのであれば、この事業の説明というか、内容も説明しながら兼ね合いを説明していただけたらと思います。

2点目です。10ページ、農地費に係る不発弾等事前探査事業が入っておりますけども、これについても内容を説明していただきたいと思います。

3点目ですけども、報告第11号、専決処分の承認を求めることについてですけれども、8月のことだというふうに書かれておりますけれども、専決処分した背景、どういういきさつがあってこれが専決処分されたんだということをご説明いただきたいと思います。

以上3点です。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

議案第103号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）の農地費についてお答えいたします。

今回の補正は、圃場整備事業等に伴う不発弾等事前探査事業に係る補正でございます。探査の方法が従来の方法より変更されたことに伴って不足額の補正をさせていただいております。探査の方法がですね、従来は1メートル間隔で実施されておりましたが、これが50センチ間隔、さらに深さについてもこれまで表面から1メートルを探査をしておりましたけども、表面を探査した後にさらに50センチ表土をとりまして、さらにその下を探査を行うということで、探査にさらに費用がかかるということで、県のほうと補正について不足額について調整をさせていただいております。この事業については100%補助で行われるわけですけども、このたび県のほうとですね、調整して額が確定しましたので、今回補正をさせていただきました。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

議案第103号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）の9ページ、雑入の件をお答えいたします。

民間開発等に伴う発掘調査に係る事業者負担金398万2,000円ですけども、この事業につきましてはユニマットが開発するという形で、ホテルの増設をするということに伴っての砂川元島遺跡のですね、発掘調査事業を行うということに伴う事業者負担の雑入ということであります。事業は、埋蔵文化財包蔵地の砂川元島遺跡の発掘調査を行うということで、民間開発事業者が負担をするという雑入の費用でございます。記録、保存を目的とした発掘調査を行うということで、その開発事業者の負担金でございます。

◎教育部長（仲宗根 均君）

報告第11号、専決処分の承認を求めることについてでございますけれども、本来ですね、これは地方自治法によると訴えの提起あるいは和解とか、そういうものについても議会の承認が必要だということがございます。ただ、軽微なものについては前もって専決処分をしてよろしいですよというのもまた一方ありますので、今回ですね、まず専決処分して和解して議会のほうに報告するというところでございますので、提案をさせていただいております。

◎亀濱玲子君

再度質疑させていただきますね。

今答えていただきました発掘調査の件で、民間開発に伴う事業者負担というのがどういう内容を聞いているわけです。なぜ事業者負担が発生して、事業者負担というのはじゃこのほかにも何かこういうふうにかかると民間事業者が発掘調査に負担をするというのはどういうことなのかということが少しわからないわけですね。それで、なぜ民間事業者が負担するのか、何を負担するのか、何に係る部分を民間事業者が負担することになっているのかですね、これについて詳しく教えていただきたいというのと、砂川元島、イリノソコ陣地壕群というふうに書いてありますけど、記録、保存についての調査ですというふうになっていますけれども、これはこれから後事業の工程というのは、調査の工程というのはどういうふうになっていくかということをお教えいただきたいと思っております。

あと、不発弾処理事業で100%の補助事業なので、調整するとそれがおりるということですけど、これはこんなふうに細かくやっていく事業に変わっていくというのはとても大事なことですけど、宮古島市がこ

ことごとくというふうに調整するところはおおむね通っていくのかですね、これから後もこの事業は、市は負担しないでやれる事業なわけですから、基本市が予定するというか、計画したところは通っていくということなのか、これから後の見通しも含めて教えてください。

◎農林水産部長（砂川一弘君）

これからの見通しということですが、圃場整備につきましては各地区で事業採択していただいてですね、その中で不発弾探査事業、それから圃場整備事業あるいは畑かん事業という形で整備を進めております。したがって、市がここということじゃなくて、事業が採択されたところを重点的に不発弾探査は行っていくという形になります。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

この事業につきましては、民間が開発するというので、発掘調査を行う費用の全額をですね、開発を行う事業者が負担するというようになっておりまして、現在ユニマットがホテルの増設をするという計画がありまして、その計画に伴う開発をするということでもありますから、その発掘調査を行うということの費用負担だということでございます。

◎亀濱玲子君

最後ですけど、ちょっと答弁漏れがあるので、この砂川元島の発掘調査のこれからのスケジュールですね、それと、イリノソコ陣地壕群の発掘調査のスケジュールがどうなって、今後の調査がどうなっているかということが1点。

さっきお答えいただいた、例えばですよ、ほかでも、これまででも、あるいはこれから後でも民間事業所が開発しようと思う場所にそういうのが出てきたら、やろうとしている事業所が負担をするんですか。そういう何か規則等がある、あるいはそういうことになっているというのがあれば、それに基づいてやっているというのであればそれを教えてください。つまり額が398万2,000円だけれど、これがもっと大きな規模になっていったら、じゃ例えば1,000万円とか2,000万円もしかかったとしたら、民間事業所がそれを出すというふうな関係性が、何か条例的な裏づけみたいなものというか、その関係性があってこの雑入になっているかと、それが知りたいわけですね。これ公費で、基本的には公の事業でやってきたかなとイメージしていたんですけど、こういう関係性がどこかでうたわれていて、そのことが少しわかれば。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

開発をしようとする企業の規模によってですね、開発をしようとするところの遺跡調査等々にかかわるものについてはその企業者負担だということがございまして、またその企業の規模にも小さいの等々があるものについては国、県との調整をしまして国庫補助でやるのもあります。工程につきましてはですね、ちょっと今後のスケジュールの工程については日程をこの場で持ち合わせておりませんので、済みませんが、また改めて報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

ちょっと今のに関連するんですけど、イリノソコ陣地壕群発掘調査事業というのがありますが、これ県の委託金でやる事業になっていますけども、このイリノソコ陣地壕群ですね、これの詳しい説明といい

ますかね、位置づけとか、そういったものを教えていただきたいというふうに思います。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

この事業はですね、県が実施する圃場整備事業に伴い記録、保存目的を発掘調査が実施されていることで、この調査に係る報告書を発刊するための資料整理等の作業を今回この委託事業で、圃場整備に伴う記録発刊のための事業を実施するということになっております。対象遺跡ですけれども、イリノソコ岩陰墓とイリノソコ陣地壕群が下地の嘉手苅のほうにあります。それと、長中岩陰墓が城辺の長間地区、村越岩陰墓のほうが城辺の新城のほうで、4地域5カ所になります。という調査の報告書を発刊するための追加事業ということになっております。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

1点だけ質疑をいたしたいと思います。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについてですけれども、交通事故の発生年月日が平成27年8月15日、これ夏休みの期間中ですね。土曜日になっております。交通事故の発生場所が宮古島市営球場駐車場ということですが、土曜日で、しかも夏休みの期間中どうして公用車で市営球場に行かれたのか、その説明をお願いしたいと思います。

◎教育部長（仲宗根 均君）

これは小学生なんです、野球大会がございまして、学校の野球部を先生が引率なさったということで、学校の車両をですね、使いまして、野球大会が終わった後にみんなを乗せてバックしたときに相手に接触したという事故でございまして。夏休み期間中ということなんです、これはそれを指導なさっている先生なので、引率の話ですので、公用車を使用したということでございます。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新城元吉君

1点だけお伺いします。

文化財保護費に関してですけど、砂川元島の発掘調査事業、先ほど来論議の対象になっているんですけど、私もですね、友利の元島のほうで建築物を美術関係のつくったときに、ここは発掘調査地域になっているということで、これをこの事業を行おうとする人の負担だということで県が待ったをかけたのがあります。その場合に画家とかでしたんでね、奈良とか京都の。向こうへ問い合わせたら、元地盤を動かさない状態で建築すればいいということが京都府、それから奈良県から返事を得たので、それに基づいてしたらそういうふうになったんですね。ですから、元地盤を動かさないという条件と、それから発掘した場合の発掘経費、これは業者の全部負担ということでしたんでね、元地盤を動かさないということで、逆に盛り土してその上に建物をつくったという経緯を経験しているものですから、その辺はこれ多分地主あるいは事業者、その土地の上に構築物をつくるユニマットですね。ユニマットはこの発掘に関しての費用を全部負担するだろうと思います。だけど、県もかなりの事業費を委託費として本市に委託しているわけですから、これは発掘調査に係るのは業者の委託経費として計上されている分だけで足りるのか、それか

ら資料等及び発掘調査も含めてのが県の委託料なのか、この辺の境目というのは、区別というのはどう  
いうぐあいにして具体的に計算されて予算が計上されてきたかというこのいきさつを、仕組みを教えてください。  
ださい。

◎生涯学習部長（奥原一秀君）

事業者負担につきましては、雑入のところで予算計上されております。これは、開発者の負担の部分で  
す。県のほうについては全く別の事業です、これは。イリノソコ事業の委託事業で県の補助負担が、委託  
金の負担が出てきているという条件になっていますので、県負担金の中の補助金はイリノソコ陣地壕群発  
掘調査事業の補助の部分でございます。雑入の諸収入の入っている部分の398万2,000円のほうがこの民間  
開発に伴う事業者負担ということになっております。民間事業者の負担につきましては、これはほとんど  
事業費満額でございます。

◎教育部長（仲宗根 均君）

申しわけありません。上地廣敏議員の野球大会の件なんです、先ほど小学校と言ったような感じがし  
ます。中学生の大会でございました。失礼いたしました。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時29分）

再開します。

（再開＝午前10時31分）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

1点だけお伺いします。

付議事件として告示したけども、議案として上程しなくてよいということでご理解をというご説明があ  
りましたけども、そのことにお気づきになったのはいつなのか、それから付議する案件として、に至る経  
過、経緯、どのような経緯を経て付議に至るのか、そこら辺を少し説明お願いします。

◎総務部長（村吉順栄君）

ご承知のように、臨時会の場合、告示する際付議事件を明記して告示いたします。今回議決内容の一部  
変更についてということで付議事件として告示しました。本来議会の議決を要する工事請負契約の場合、  
地方自治法上の規定はございませんが、一般的に契約の目的、方法、金額、相手方等を明示すればよいと  
解されております。今回のケースは、契約書に記載された8、その他の項目の下にある（株）下崎建設の  
「崎」の漢字と受注者の欄の（株）下崎建設の「崎」の漢字を「崎」に訂正するものであり、議会の議決  
を要するものではないということが送付後発覚しました。議案の送付後ですね、告示して議会に送付した  
後にこれが判明しましたので、全員協議会の場で説明させていただきました。

◎上里 樹君

今お答えいただきましたけども、私がお聞きしているのは、そのことにいつお気づきになったのかとい  
うことです。もちろん全員協議会の場で説明があったとおりです。それで、その付議に至るまでにどうい

う経緯を経て付議されるのか、市の内部で。それを説明してほしいということです。

◎総務部長（村吉順栄君）

先ほども申し上げましたとおり、議案を送付した後、議会事務局からも指摘がありまして、この案件は議決案件ではないんじゃないかということで、議会事務局とも調整しまして、全員協議会のほうで説明させていただきました。

◎上里 樹君

議会事務局から指摘されてお気づきになったということなんですけども、いわゆる付議するに当たって内部のね、手続があると思うんですけども、どういう経緯を経て付議に至ったのかという説明を求めているわけです。要するに常識的に考えれば庁議の場で皆さん議論をなさると私は理解していますけども、そういうのもろもろの過程があると思うんです。その時点でお気づきにならなかったのかということです。

◎総務部長（村吉順栄君）

議員がおっしゃるように、議案提出するに際しては庁議のほうで付議事項として協議します。その後決裁をもらって送付しますが、送付した後にこれがわかったということでございます。

◎議長（眞栄城徳彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、議案第103号、平成27年度宮古島市一般会計補正予算（第6号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

これにて討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（眞栄城徳彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は可決されました。

次に、日程第4、議案第105号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は可決されました。

次に、日程第5、報告第11号、専決処分の承認を求めることについてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより報告第11号を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第11号は承認されました。

次に、日程第6、同意案第4号、教育委員会委員の任命についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

これにて討論を終結いたします。

これより同意案第4号を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第4号は同意されました。

これで市長提案の議案の審議は終わりましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

(休憩＝午前11時38分)

再開します。

(再開＝午前11時39分)

次に、日程第7、指名第3号、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、佐久本洋介君、眞榮城徳彦、平良隆君、池間豊君、平良敏夫君、上地廣敏君、富永元順君、亀濱玲子君、山里雅彦君、仲間則人君の10人を指名いたします。

次に、日程第8、指名第4号、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、総務財政委員会委員に新城元吉君、眞榮城徳彦、前里光恵君、垣花健志君、新里聰君、上地廣敏君、嵩原弘君、國仲昌二君、濱元雅浩君の9人を、文教社会委員会委員に佐久本洋介君、平良隆君、平良敏夫君、亀濱玲子君、上里樹君、山里雅彦君、棚原芳樹君、栗国恒広君、高吉幸光君の9人を、経済工務委員会委員に下地明君、池間豊君、仲間頼信君、富永元順君、下地勇徳君、西里芳明君、下地智君、仲間則人君の8人をそれぞれ指名いたします。

ただいま議会運営委員会委員及び常任委員会委員を指名いたしました。しばらく休憩しますので、各委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。なお、まず議会運営委員会を開催し、同委員会終了後に常任委員会の開催をお願いいたします。

休憩します。

(休憩＝午前10時41分)

再開します。

(再開＝午前11時03分)

ただいま議会運営委員会及び常任委員会より正副委員長の互選の結果報告がありました。

議会運営委員会委員長に富永元順君、同副委員長に上地廣敏君、総務財政委員会委員長に嵩原弘君、同副委員長に濱元雅浩君、文教社会委員会委員長に佐久本洋介君、同副委員長に高吉幸光君、経済工務委員会委員長に仲間則人君、同副委員長に下地勇徳君がそれぞれ選任されました。

ここでしばらく休憩し、11時20分から再開いたします。

休憩します。

(休憩＝午前11時04分)

再開します。

(再開＝午前11時20分)

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長から報告させます。

#### ◎事務局長（上地栄作君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

休憩中に議長の職を辞したい旨の辞職願を佐久本洋介副議長に提出いたしました。また、同じく佐久本洋介副議長から副議長の職を辞したい旨の辞職願の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎議長（眞榮城徳彦君）

お諮りします。議長の辞職については緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(眞榮城徳彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

本件は私の一身上にかかわることですので、地方自治法第117条の規定により退席いたします。

副議長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

休憩します。

(休憩＝午前11時21分)

(眞榮城徳彦君、退席)

◎副議長(佐久本洋介君)

再開します。

(再開＝午前11時21分)

この際、辞職願を事務局長に朗読させます。

◎事務局長(上地栄作君)

朗読いたします。

平成27年11月25日、宮古島市議会副議長、佐久本洋介殿。宮古島市議会議長、眞榮城徳彦。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

◎副議長(佐久本洋介君)

これで朗読は終わりました。

(「副議長」の声あり)

◎新里 聡君

眞榮城徳彦議長はこれまで2年間瑕疵なく議長職を務めてまいりました。たまには私どもの厳しい指摘にも適切に対応していただきました。議長は、対外的にも宮古島市議会の顔でもあります。きょうの議長の交代劇は、2年前の改選後の議長選挙からうわさされておりました。したがって、こういった与党の権力争いの席に我々がいるのは好ましくないと思って退席をしたいと思えます。

(「副議長」の声あり)

◎新城元吉君

ただいま議題になっております議長、副議長、そして新たな議長、副議長の選出、こういったのがですね、マスコミの報道によってずっと以前から報道されてね、何か2年交代みたいな、多数与党の横暴じゃないかと市民からも大分指摘を受けているんです。こういう中でこういうのが行われるということは非常に議会に対する不信感、こういうものを市民に抱かせる。ですから、眞榮城徳彦議長の辞職、それから佐久本洋介副議長の辞職、こういうような……

(「佐久本洋介副議長はまだ」の声あり)

◎新城元吉君

佐久本洋介副議員は後からね。こういうようなですね、議長交代劇というのは本当に議会のあり方としては市民に対して大きな疑問と不信感を与える根拠になるんですよね。なぜこういうことが行われるかということをやっぱり冷静に判断する場合に、今回の議長の辞職というのにはあり得ないんじゃないかと私は思うんですけど、そういう市民の声を代表して述べて意見といたします。退席もいたします。

◎副議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時24分）

（議員10人退席）

◎副議長（佐久本洋介君）

再開します。

（再開＝午前11時26分）

お諮りします。眞榮城徳彦君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、眞榮城徳彦君の議長の辞職を許可することに決しました。

休憩します。

（休憩＝午前11時27分）

（眞榮城徳彦君、着席）

（議員10人着席）

◎副議長（佐久本洋介君）

再開します。

（再開＝午前11時28分）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の選挙は緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎副議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第2、選挙第1号として直ちに行うことと決しました。

追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

（「投票」の声あり）

◎副議長（佐久本洋介君）

投票の声がありますので、選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎副議長 (佐久本洋介君)

ただいまの出席議員数は26人であります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、議員中には同姓、同名がおられますので、氏名までの記載をお願いします。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

◎副議長 (佐久本洋介君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長 (佐久本洋介君)

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎副議長 (佐久本洋介君)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(点呼により投票)

◎副議長 (佐久本洋介君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎副議長 (佐久本洋介君)

投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎副議長 (佐久本洋介君)

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に嵩原弘君及び山里雅彦君を指名いたします。

よって、ご両名の立ち会いを願います。

(開票)

◎副議長 (佐久本洋介君)

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票26票、無効投票ゼロ票。有効投票中、棚原芳樹君16票、新里聰君10票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6.5票であります。

よって、棚原芳樹君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました棚原芳樹君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

棚原芳樹君に議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

◎議長（棚原芳樹君）

皆さん、どうも本当に本日はありがとうございます。きょうから議長として恥じないように全身全霊、粉骨砕身、宮古島市民の生活、福祉の向上、発展のために頑張ってまいります。何分経験不足でまだまだではありますので、議員の皆様方のご指導、ご協力を心よりお願い申し上げます。ありがとうございます。

◎副議長（佐久本洋介君）

棚原芳樹君、議長就任おめでとうございます。

これで議長と交代します。棚原芳樹議長、議長席にお着き願います。

休憩します。

（休憩＝午前11時40分）

◎議長（棚原芳樹君）

再開します。

（再開＝午前11時41分）

佐久本洋介君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長の辞職については緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（棚原芳樹君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職については急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることと決しました。

追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

本件は佐久本洋介君の一身上にかかわることとありますので、地方自治法第117条の規定により、佐久本洋介君の退席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午前11時42分）

（佐久本洋介君、退席）

◎議長（棚原芳樹君）

再開します。

（再開＝午前11時42分）

この際、辞職願を事務局長に朗読させます。

◎事務局長（上地栄作君）

朗読いたします。

平成27年11月25日、宮古島市議会議長、眞榮城徳彦殿。宮古島市議会副議長、佐久本洋介。辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

◎議長（棚原芳樹君）

これで朗読は終わりました。

（「議長」の声あり）

◎新里 聡君

副議長の辞職についても議長の辞職についてと同様な理由で退席します。

（「議長」の声あり）

◎新城元吉君

議長の辞職についてのときにも述べましたんですけど、このようなですね、議会のあり方というのは非常に市民に対して不信感を抱かせる、議会構成としてのあり方が問題になるんじゃないかと、そういう思いで2年交代という与党多数の横暴とも言えるような状況の中で副議長を交代することというのは非常に問題だと思いますので、私たちも退席します。

◎議長（棚原芳樹君）

休憩します。

（休憩＝午前11時44分）

（議員10人退席）

◎議長（棚原芳樹君）

再開します。

（再開＝午前11時44分）

お諮りいたします。佐久本洋介君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（棚原芳樹君）

ご異議なしと認めます。

よって、佐久本洋介君の副議長の辞職を許可することに決しました。

休憩します。

（休憩＝午前11時45分）

（佐久本洋介君、着席）

（議員10人着席）

◎議長（棚原芳樹君）

再開します。

（再開＝午前11時46分）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙は緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(棚原芳樹君)

ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は急施事件として認め、日程に追加し、追加日程第4、選挙第2号として直ちに行うことと決しました。

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしますか。

(「投票」の声あり)

◎議長(棚原芳樹君)

投票の声がありますので、選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎議長(棚原芳樹君)

ただいまの出席議員は26人であります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、議員の中には同姓、同名がおられますので、氏名までの記載を願います。

これより投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

◎議長(棚原芳樹君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(棚原芳樹君)

配付漏れなしと認めます。

これより投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎議長(棚原芳樹君)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(点呼により投票)

◎議長(棚原芳樹君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（棚原芳樹君）

投票漏れなしと認めます。  
これにて投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

◎議長（棚原芳樹君）

これより開票を行います。  
会議規則第31条第2項の規定により、立会人に髙原弘君及び山里雅彦君を指名いたします。  
よって、ご兩名の立ち会いをお願いします。

（開 票）

◎議長（棚原芳樹君）

選挙の結果を報告いたします。  
投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票25票、無効投票1票。有効投票中、垣花健志君15票、新城元吉君10票、以上のとおりであります。  
この選挙の法定得票数は6.25票であります。  
よって、垣花健志君が副議長に当選されました。  
ただいま副議長に当選されました垣花健志君に、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。  
垣花健志君に副議長当選の承諾及びご挨拶をお願いいたします。

◎副議長（垣花健志君）

ただいま議員諸兄のご支援により副議長に選任していただき、感謝とお礼を申し上げます。これより2年間の任期中、棚原芳樹議長の議会運営、議会代表としての職責を支え、補佐役として誠心誠意努力してまいり所存であります。今後とも議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願いを申し上げ、副議長の当選の承諾とお礼といたします。本日はまことにありがとうございました。

◎議長（棚原芳樹君）

垣花健志君、副議長就任おめでとうございます。  
これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。  
お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（棚原芳樹君）

ご異議なしと認めます。  
よって、そのとおり決しました。  
これをもって平成27年第7回宮古島市議会臨時会を閉会します。

（閉会＝午後零時00分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成27年11月25日

宮古島市議会

議 長 棚 原 芳 樹

前議長 眞榮城 徳 彦

前副議長 佐久本 洋 介

議 員 上 地 廣 敏

〃 亀 濱 玲 子